

公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和6年4月30日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立新 BOP 指導員採用にかかる事務委託

(2) 業務内容

主な採用活動、面接は区職員が担当し、委託先職員は以下の採用活動に関する事務補助を担当する。

- ① 指導員の応募から面接日程等の調整
- ② 採用、応募者の管理
- ③ 応募に関する各種問い合わせ対応
- ④ 面接結果通知の作成、発送
- ⑤ 内定者への内定通知書作成、発送
- ⑥ 内定者への事務説明会の準備・調整・実施（月3回程度）
- ⑦ 各種就職フェア等への参加（年2回程度）
（開催に関する手続き、参加準備、当日対応など）
- ⑧ 仕事体験、施設見学ツアーの開催（月1回程度）、
- ⑨ ⑧の実施における新 BOP 及び希望者との日程調整、事務手続き等
- ⑩ 指導員採用に向けた PR
区で用意した PR 冊子、ポスター、チラシ、動画等を活用した効果的な広告活動
（インターネット媒体を活用した広告、ポスティング広告など、近隣大学等への周知含む）
- ⑪ 採用の可否決定通知の送付、入職日までのフォロー
- ⑫ その他、事業者側から提案され、区が了承した実現可能な業務

(3) 履行期間（期限）

契約締結日から令和7年3月31日まで

※契約は単年度ごとに締結するものとし、各年度の本事業に係る予算配当があること及び前年度の業務の履行が良好であることを継続的な契約締結の条件とする。令和6年度のプロポーザルにより、令和8年度まで随意契約を可とする。

2 参加資格

提案書の提出者は次にかかげる条件を満たす単体の法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない

者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。

- (2) 世田谷区の競争入札参加資格を有すること、または当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていること。なお、当該資格を有しない場合は、同等の条件であることを確認するため、下記の書類を提出すること。

- ①履歴事項全部証明書
- ②税務署が発行する納税証明書（「法人税」及び「消費税及び地方消費税」）
- ③提案を行う営業所が所在する都道府県が発行する法人事業税の納税証明書（営業所の所在都道府県が発行できない場合は、本店の所在都道府県が発行するものでも可）
- ④財務諸表（過去2年間）

- (3) 世田谷区から入札参加禁止または指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提案提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書を特定するための評価項目

- (1) 個人情報保護・法令遵守に関する考え方

- ①委託事業者の雇用する労働者が知り得た個人情報等について、守秘義務の周知・徹底に関する体制。
- ②委託事業者における個人情報保護体制。

- (2) 実施体制

- ①委託責任者及び担当者の本業務に係る専任状況などの体制。
- ②委託責任者及び指揮命令者との調整役の設定。

- (3) 事業者が雇用する労働者の雇用管理体制

- ①契約期間内で委託可能な労働者数及び配置スケジュール体制
- ②本業務は、職員採用に関する業務経験、事務能力を有し、かつ正規職員並みの日数が勤務可能な人材を確保することを目的に、業務を担当する職員を導入するものである。上記の(3)①はこれを踏まえた体制となっているか。
- ③委託先職員への教育訓練や研修の実施の有無、内容、実施時期、時間数等。
- ④応募者からの苦情が発生した場合の対応体制。

- (4) 本委託事業をより効果的、効率的にするための提案内容

- ①委託先職員が勤務中及び通勤経路における事故が発生した場合の対応（保険加入内容含む）。
- ②委託先職員が病気または怪我により休業を要する場合の、委託事業者が休業を認める要件。
- ③委託先職員より、契約期間途中で退職の申し出があった場合の対応。

(5) 受託実績

他自治体または官公署における業務の委託実績を勘案し、本業務の契約締結を行うこととする。これに伴い、他自治体または官公署における業務の委託実績、及び放課後児童健全育成事業に関する事業の委託実績。

5 手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号

(区役所第2庁舎2階20番窓口)

世田谷区子ども・若者部児童課児童育成

電話03-5432-2316 ファクシミリ03-5432-3016

電子メール SEA02247@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

①交付期間 令和6年4月30日(火)から令和6年5月15日(水)まで

②交付場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

③交付方法 (1)の窓口で配布

*世田谷区ホームページからダウンロード可

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限 令和6年5月15日(水)午後5時まで必着

②提出場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

③提出方法 直接持参または郵送

(4) 提案書・見積書の提出期限並びに提出場所及び方法

①提出期限 令和6年6月14日(金)午後5時まで必着

②提出場所 (1)に同じ(区役所第2庁舎2階20番窓口)

③提出方法 持参に限る。なお、後日メールにて提案書及び見積書のデータを区に提出すること

6 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した物及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

- (7) 詳細は、説明書（『世田谷区立新BOP指導員採用にかかる事務委託』プロポーザル実施要領）による。
- (8) 本案件は、令和6年度の提案限度額を：6,782,760円（消費税・地方消費税込）以下としている。